

シンポジウム「野良猫問題を考える～加藤元名人の猫餌やり判決を受けて～」プログラム

開会のご挨拶 植田勝博（動物法ニュース事務局長／弁護士）

基調講演 吉田真澄（帯広畜産大学理事・副学長／弁護士）

ゲスト講演① 工藤久美子（NPO法人ねこだすけ代表理事）

ゲスト講演② 高木優治（新宿区保健所）

各地からの報告 黒澤泰（横浜市神奈川福祉保健センター／獣医師）、山田好一（大阪市動物管理センター／獣医師）、柘植康（愛知県動物保護管理センター本所／獣医師）、溝淵和人（静岡県／写真集「捨て猫」著者）、鶴田真子美（茨城県／動物愛護を考える茨城県民ネットワーク）、桑畑和子（尼崎市／ホームレス猫不妊運動ネットワーク）、細川敦史（THEペット法塾／弁護士）

パネルディスカッション

【テーマ】

1. 猫餌やり判決は正しいのか。
2. 野良猫の問題はどのようにすれば解決するのか。

【パネリスト】

吉田真澄／工藤久美子／高木優治／柘植康／溝淵和人／桑畑和子／細川敦史

【コーディネーター】 植田勝博

「野良ねこ問題」(副題・加藤元将棋名人のねこ餌やり判決への批判) シンポジウム決議

2010年5月13日、東京地裁立川支部は、加藤将棋元名人のねこ餌やり判決をした。野良ねこに餌をやるから近隣に糞尿等の迷惑・被害を受けたとする近隣住民の訴えに対して、タウンハウス敷地内等でのねこ餌やりを禁ずるとし、ねこ餌やり者に対してタウンハウス管理組合と近隣住民17名に合計204万円の損害賠償を命じた。野良ねこに餌やりが無ければ餓死するか保健所での殺処分をすることとなり、ねこを排除し殺すことを容認することに他ならない。しかし、迷惑を受けることをもってねこを排除し殺すことは、動物愛護法及び動物との共生とは明らかに対極にある。判決は、動物の命に何らの配慮をせず、明らかに、動物愛護法、動物と人の共生に反して誤っている。

動物と人の関わりにおいて、本来餌やり自体規制されるものではない。動物と人の関係では、人はずっと、迷惑と利益の享受という中で共生してきた。

動物との共生はそこに一定の我慢が必要である。従来、野良ねこは社会に存在し、それと一定の共生の社会であった。かつて人間の周りに、狸、狐、猿、鷹などの野生動物は多数いた。人の都合による開発や、命を奪って利用し、迷惑ないし害獣の「駆除」により、動物はその生き場を失い、多くの生き物は絶滅種となりつつある。「迷惑」「被害」と言って、他の動物を「駆除」し排除してきた日本は、動物に冷たい、絶滅危惧種の多い国となっている。

「生き物との共生」「動物と人の共生」をする限り、被害、迷惑を受けることは必然である。「動物と人の共生」とは、人が、動物の命を守ること、その動物とどのように折り合いをつけて共生をするかを第一に考えるべきである。共生は、他の動物の存在と生きる権利を認めるものであり、人間は共生のために、自分の我欲を出すのではなく、共に生きるために何がしかの迷惑を受けてもある程度は我慢をして引き下がる姿勢が必要である。動物も必死で生きている。「自分にとって迷惑だ」との主張は、他の動物は勿論、他の人間も迷惑な存在である。その行き着く先は、他の全ての動物の抹殺と他の人間の抹殺にもつながる。

野良ねこの迷惑を理由に、ねこ餌やり者に多大なペナルティを課し、ねこを排除して足りるとする判決は、その思想からも法律からも誤っている。

野良ねこ問題は、人間社会の問題であり、社会として、野良ねこの命を守り、ねこと共生する努力が必要である。

野良ねここと共生する社会をつくるためには、個人の努力だけでは限界があり、行政がその中心的役割を担うことが必要である。行政は、共生を否定して動物を抹殺して解決をはかるのではなく、動物を生かすこと、動物と人間が共生する社会をつくるのが、動物愛護法、動物と人の共生の点から求められる。また、地球規模の人間と動物との共生においても重要である。

現在のねこ餌やり、「地域ねこ活動」「TNR」の活動は、社会に十分理解されているとは言えない。行政が中心となって、野良ねこを保護するという姿勢で社会全体で取り組むことが必要である。

他方、捨てられて野良ねこになる悪循環を断つためには、行政による飼主への避妊去勢の啓蒙と財政的支援をし、他方、避妊去勢義務、室内飼いの義務を課し、必要に応じて罰則によって規制することが求められる。ブリーダーには無責任な出産と遺棄を厳しく規制し監督することが必要がある。

上記を実施、実行化するためには、ねこを殺さず、「人と動物の共生」を基本に、動物愛護法の精神に則り、行政、獣医師、獣医師会、愛護団体、ねこ餌やり者が協力して取り組むことが必要であり、これを実現するための法制度とシステムを構築することが求められる。

私達は、これを実現するために、行政、獣医師、獣医師会に対して、財政的措置を含む積極的な取り組みを求め、法制度とシステムの構築のために相互に協力、努力をすることを相互に確認をする。

2010年11月13日
シンポジウム参加者一同